東京都北区社会教育関係団体の
登録及び取扱に関する要綱

平成１２年１月２５日　教育長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、東京都北区の区域内を中心に活動する社会教育関係団体を一定の要件を定めて、北区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に登録することにより、区立公共施設利用等の行政サービスを効率的かつ円滑に受けられるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱で「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和２４年６月１０日法律第２０７号）第１０条に規定するものをいう。

（登録の要件）

第３条　教育委員会に登録しようとする社会教育関係団体は、次の各号に定める要件の全てを満たさなければならない。

（１）５人以上の構成員を有すること。

（２）営利を目的とせず、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行っていること。

（３）構成員の半数以上が、北区に在住または在勤、在学であること。

（４）代表者又は事務所が北区内に住所を有しない場合、区内に連絡先を定められる。

（５）規約、会則の類を定めていること。

（６）主たる活動費に、会員から徴した会費を充てていること。

（申請）

第４条　社会教育関係団体として登録しようとする団体は、北区社会教育関係団体登録申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の各号に定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

（１）規約、会則の類。

（２）会員・役員の住所及び氏名、在勤・在学の場合はその名称の記載のある名簿（連合体にあっては、役員名簿及び傘下団体名簿）。

　教育委員会は、必要と認める資料の提示を社会教育関係団体として登録しようとする団体に求めることができる。

（処理）

第５条　教育委員会は、申請の内容を審査し、第３条に定めている全ての要件を満たしていると認めるときは、その団体を社会教育関係団体として登録し、北区社会教育関係団体登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

２　登録証は、次に掲げる事項を記載するものとする。
（１）登録年月日
（２）団体名
（３）登録番号
（４）有効期限
（５）注意事項その他使用に関わる条件

（登録の効果）
第６条　登録証の交付を受けた団体は、次の各号の適用を受けることができる。
（１）北区立社会教育施設を条例等の定める期間内に使用申請し使用料を納めて使用することができる。
（２）北区立学校施設等を条例の定める使用料を納めて使用することができる。
（３）北区青少年団体指導者保険に取扱要綱の定めるところにより加入することができる。

（団体の社会教育関係外活動）
第７条　登録を受けた社会教育関係団体であっても、もっぱら営利的、政治的又は宗教的活動を行う場合は、前条の規定は適用されない。

（有効期間）
第８条　登録及び登録証の有効期間は、登録の日の属する年度を含む３か年度とする。

（調査）
第９条　教育委員会は、前条に定める有効期間内であっても、必要と認める事項について調査し、または報告を求めることができる。

（登録の取消）
第１０条　教育委員会は、登録を受けた団体が、この要綱に定める事項に違反した場合または特別事情があると認めた場合、その登録を取消すことができる。

（変更の届出）
第１１条　登録及び登録証の有効期間内に、申請事項に変更を生じた場合、団体は速やかにその事項を教育委員会に届け出なければならない。変更が第４条に定める添付書類に関連があれば、その書類も提出するものとする。

（登録団体の義務）
第１２条　登録を受けた団体は、第６条に定める施設の使用を申請する際、必ず係員に登録証を提示しなければならない。また、当該施設の使用規則等を遵守しなければならない。

（付則）この要綱は、昭和６０年５月１日より施行する。

（付則）この要綱は、平成元年４月１日より施行する。（63 北教社発第 313 号）
（付則）この要綱は、平成７年４月１日より施行する。（６北教社発第 1525 号）
（付則）（平成１２年１月２５日教育長決裁）
この要綱は、平成１２年４月１日より施行する。
（付則）（平成３０年１２月１３日３０北教教生第２２１８号教育長決裁）
この要綱は、平成３１年４月１日より施行する。
（付則）（令和元年５月１４日３１北教教生第１２２２号教育長決裁）
この要綱は令和元年５月１５日より施行する。
（付則）（令和５年１１月２９日５北教教生第２３３４号教育長決裁）
この要綱は令和５年１１月２９日より施行する。
（付則）（令和７年１２月２２日７北教教生第２６２９号教育長決裁）
この要綱は令和７年１２月２２日より施行する。
（付則）（令和８年６月 29 日８北教教生第 1615 号教育長決裁）
この要綱は令和８年３月１日より適用する。